



鳥取県公報

平成17年10月4日(火)
第7726号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	鳥取中部ふるさと広域連合規約の変更の許可 (744) (市町村振興課)	1
	土地改良区の役員の就退任 (3件) (745~747) (西部総合事務所農林局)	1
	鳥獣保護区の存続期間の更新 (748) (公園自然課)	5
	臨時種畜検査の実施 (749) (畜産課)	5
	土地改良区の役員の就退任 (750) (鳥取地方農林振興局)	5
	土地収用法による事業の認定 (751) (管理課)	6
公 告	平成17年度前期技能検定の合格者 (労働雇用課)	7
調達公告	公募型指名競争入札の実施 (管財課)	11
	公募型指名競争入札の実施 (農政課)	13
	公募型指名競争入札の実施 (2件) (管理課)	14
	落札者の決定 (2件) (出納室)	17
	公募型プロポーザル方式による建築設計業務の基本計画策定者の選定 (教育委員会事務局教育環境課)	18

告 示

鳥取県告示第744号

市町村の合併の特例に関する法律 (昭和40年法律第6号) 附則第2条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第9条の2第1項の規定に基づき、鳥取中部ふるさと広域連合の規約を変更することを平成17年9月28日許可したので、同条第2項において準用する地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第291条の3第5項の規定により告示する。

平成17年10月4日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第745号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第18条第16項の規定に基づき、次のとおり米子市四ヶ村堰土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成17年10月4日

鳥取県西部総合事務所長 大 西 喜 久 子

退任した役員の氏名及び住所

理 事 生 田 裕 宣 米子市兼久117
" 深 田 志 郎 米子市兼久50
" 齋 木 正 一 米子市石井824
" 戸 田 弘 道 米子市石井784
" 佐 藤 成 米子市奥谷745
" 田 村 俊 一 米子市奥谷449
" 田 村 博 定 米子市日原897 - 4
" 幡 新 和 久 米子市日原494
監 事 高 田 勉 米子市兼久5
" 齋 木 道 好 米子市石井737
" 佐 藤 信 彦 米子市石井318
" 能 登 溪 肯 米子市日原630

平成17年4月11日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事 生 田 裕 宣 米子市兼久117
" 深 田 志 郎 米子市兼久50
" 齋 木 正 一 米子市石井824
" 世良田 義 男 米子市石井723
" 遠 藤 範 美 米子市奥谷811
" 佐 藤 典 彦 米子市奥谷613 - 1
" 田 村 博 定 米子市日原897 - 4
" 幡 新 和 久 米子市日原494
監 事 高 田 勉 米子市兼久5
" 戸 田 弘 道 米子市石井784
" 遠 藤 安 夫 米子市奥谷548
" 能 登 溪 肯 米子市日原630

平成17年4月12日就任 任期4年

鳥取県告示第746号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり西部土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成17年10月4日

鳥取県西部総合事務所長 大 西 喜 久 子

退任した役員の氏名及び住所

理 事 前 田 剛 米子市諏訪675
" 米 村 幸 雄 米子市諏訪156
" 須 山 克 己 米子市諏訪203
" 長谷川 熙 久 米子市諏訪533
" 高 橋 和 明 米子市八幡239

” 田 守 允 米子市八幡477 - 1
” 中 西 進 米子市福市159
” 大 森 洋 美 米子市福市740
” 伊 塚 浩 米子市福市1264
” 前 田 好 則 米子市別所788
” 長谷川 明 男 西伯郡伯耆町大殿1162
” 影 山 清 久 西伯郡伯耆町大殿647
” 影 山 忠 嗣 西伯郡伯耆町大殿316
” 小 村 博 康 西伯郡伯耆町坂長1689
” 中 曾 和 好 西伯郡伯耆町坂長909
” 中 曾 齋 至 西伯郡伯耆町坂長847
” 遠 藤 裕 西伯郡伯耆町岩屋谷202
” 岩 田 幸 則 西伯郡南部町諸木83
監 事 内 田 武 米子市八幡662 - 2
” 山 本 恒 久 米子市福市862 - 7
” 石 黒 浩 西伯郡伯耆町大殿1117

平成17年5月9日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事 前 田 剛 米子市諏訪675
” 建 井 善 之 米子市諏訪56
” 都 田 計 久 米子市諏訪317
” 長谷川 熙 久 米子市諏訪533
” 東 田 哲 和 米子市八幡279 - 1
” 内 田 武 米子市八幡662 - 2
” 遠 藤 晏 輝 米子市福市218
” 大 森 洋 美 米子市福市740
” 伊 塚 浩 米子市福市1264
” 前 田 好 則 米子市別所788
” 影 山 忠 嗣 西伯郡伯耆町大殿316
” 影 山 一 郎 西伯郡伯耆町大殿646
” 長谷川 明 男 西伯郡伯耆町大殿1162
” 小 村 博 康 西伯郡伯耆町坂長1689
” 中 曾 和 好 西伯郡伯耆町坂長909
” 中 曾 齋 至 西伯郡伯耆町坂長847
” 遠 藤 裕 西伯郡伯耆町岩屋谷202
” 佐 藤 津 義 西伯郡南部町諸木324
監 事 高 橋 和 明 米子市八幡239
” 山 本 恒 久 米子市福市862 - 7
” 石 黒 浩 西伯郡伯耆町大殿1117

平成17年5月10日就任 任期4年

鳥取県告示第747号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり大原千町土地改良区から役員

が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成17年10月4日

鳥取県西部総合事務所長 大 西 喜 久 子

退任した役員の氏名及び住所

理事 奥 田 英 雄 西伯郡伯耆町丸山308 - 1
" 柴 田 節 西伯郡伯耆町丸山83 - 1
" 仲 田 主 西伯郡伯耆町須村835
" 竹 中 満 西伯郡伯耆町須村826
" 潮 賢 西伯郡伯耆町大原446
" 野 口 哲 史 西伯郡伯耆町大原590
" 森 田 徹 郎 西伯郡伯耆町真野1031
" 笹 間 豊 樹 西伯郡伯耆町真野563
" 谷 口 輝 雄 西伯郡伯耆町番原589
" 上 田 秀 晃 西伯郡伯耆町番原325
" 松 原 裕 治 西伯郡伯耆町久古62
" 山 崎 一 夫 西伯郡伯耆町久古22 - 1
" 船 越 暎 弘 西伯郡伯耆町久古1253
" 松 原 卓 夫 西伯郡伯耆町久古1414 - 1
監事 細 田 勲 西伯郡伯耆町丸山167 - 2
" 仲 田 健 一 西伯郡伯耆町番原61
" 西 村 真寿美 西伯郡伯耆町久古29

平成17年9月10日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 奥 田 英 雄 西伯郡伯耆町丸山308 - 1
" 清 水 尚 武 西伯郡伯耆町丸山163
" 仲 田 主 西伯郡伯耆町須村835
" 清 水 誠 西伯郡伯耆町須村595 - 6
" 潮 賢 西伯郡伯耆町大原446
" 野 口 哲 史 西伯郡伯耆町大原590
" 森 田 徹 郎 西伯郡伯耆町真野1031
" 笹 間 豊 樹 西伯郡伯耆町真野563
" 谷 口 輝 雄 西伯郡伯耆町番原589
" 竹 中 省 吾 西伯郡伯耆町番原591
" 松 原 裕 治 西伯郡伯耆町久古62
" 亀 山 英 登 西伯郡伯耆町久古29
" 船 越 暎 弘 西伯郡伯耆町久古1253
" 松 原 博 文 西伯郡伯耆町久古1509
監事 下 村 浩 一 西伯郡伯耆町真野1024
" 仲 田 健 一 西伯郡伯耆町番原61
" 原 敏 夫 西伯郡伯耆町久古1517

平成17年9月11日就任 任期4年

鳥取県告示第748号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定に基づき、鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第9項において準用する同法第15条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成17年10月4日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	区 域	存続期間	面積
打吹山鳥獣保護区	倉吉市仲ノ町地内の県道倉吉福本線と市道葵町堺町三丁目線との交点を起点とし、同所から同市道を南方に進み、市道葵町湊町線に至り、同市道を東方に進み、市道野球場テニスコート線に至り、同市道を南西に進み、山道（通称外道山登山コース）に至り、同山道を南東及び西方に進み、外道山山頂に至り、同山頂から山道（通称外道山ハイキングコース）を西方に進み、市道みどり町2号線に至り、同市道を西方に進み、市道みどり町中央線に至り、同市道を北西に進み、県道倉吉福本線に至り、同県道を北方及び東方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域	平成17年11月1日から平成27年10月31日まで	126ヘクタール

鳥取県告示第749号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号に規定する臨時種畜検査を次のとおり実施するので、家畜改良増殖法施行規則（昭和25年農林省第96号）第2条第2項の規定により告示する。

平成17年10月4日

鳥取県知事 片 山 善 博

検 査 日 時	検 査 場 所	家畜の種類
平成17年10月26日 午後1時から	東伯郡琴浦町大字松谷606 鳥取県畜産試験場	牛

鳥取県告示第750号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり福部土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成17年10月4日

鳥取県鳥取地方農林振興局長 近 藤 元

退任した役員の氏名及び住所

理 事	竹 内 克 彰	鳥取市福部町湯山100
"	飼 牛 芳 明	鳥取市福部町湯山42
"	湯 邨 勲	鳥取市福部町湯山813
"	森 本 東洋海	鳥取市福部町湯山816

” 山 根 敏 彦 鳥取市福部町海士612
” 浜 本 孝 由 鳥取市福部町海士541
” 山 根 憲太郎 鳥取市福部町細川268
” 中 村 幸 治 鳥取市福部町細川337
” 宮 本 定 男 鳥取市福部町細川1192 - 1
” 早 田 一 豊 鳥取市福部町岩戸22
監 事 谷 本 英 美 鳥取市福部町岩戸119
” 橋 本 浩 明 鳥取市福部町湯山2079
” 中 川 昇 一 鳥取市福部町海士502 - 7
平成17年8月16日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事 竹 内 克 彰 鳥取市福部町湯山100
” 飼 牛 芳 明 鳥取市福部町湯山42
” 湯 邨 勲 鳥取市福部町湯山813
” 森 本 東洋海 鳥取市福部町湯山816
” 浜 本 直 広 鳥取市福部町湯山348 - 1
” 林 茂 美 鳥取市福部町海士554
” 山 根 憲太郎 鳥取市福部町細川268
” 田 川 一 鳥取市福部町細川306
” 宮 本 定 男 鳥取市福部町細川1192 - 1
” 早 田 一 豊 鳥取市福部町岩戸22
監 事 谷 本 英 美 鳥取市福部町岩戸119
” 橋 本 浩 明 鳥取市福部町湯山2079
” 浜 本 登 鳥取市福部町海士359
平成17年8月17日就任 任期4年

鳥取県告示第751号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成17年10月4日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 起業者の名称

社会福祉法人もみの木福祉会

2 事業の種類

知的障害者グループホーム整備事業

3 起業地

(1) 収用の部分 米子市富益町字米川西九地内

(2) 使用の部分 なし

4 事業の認定をした理由

(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

知的障害者グループホーム整備事業（以下「本件事業」という。）は、土地収用法（以下「法」という。）

第3条第23号に掲げる社会福祉法（昭和26年法律第45号）による社会福祉事業の用に供する施設であるため、法第20条第1号の要件を充足するものと判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である社会福祉法人もみの木福祉会は、社会福祉法第2条第3項第6号に掲げる第2種社会福祉事業を実施することができる団体であり、既に本件事業に係る予算措置も講じられているので、法第20条第2号の要件を充足するものと判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

本件事業は、知的障害者更生施設もみの木園の隣接地（以下「本件土地」という。）に知的障害者グループホームを整備するものである。

本件事業の実施により得られる利益及び失われる利益を比較衡量した結果、次に掲げる理由から、本件事業の施行により得られる利益は、失われる利益に優越すると認められ、本件事業は、法第20条第3号の要件を充足するものと判断される。

ア 本件事業は、これまで知的障害者更生施設内で集団生活をしてきた知的障害者が、地域社会の中で生活することにより、自立心を促し地域社会への参加意識を高めることを目的としており、地域の社会福祉に貢献すると見込まれる。

イ 本件事業は鳥取県環境影響評価条例（平成10年鳥取県条例第24号）による環境影響評価の対象事業ではなく、工事の際に周辺環境へ十分配慮して施工することにより、本件事業により失われる環境上の利益は、軽微なものになると考えられる。

ウ 本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業を施行する上で最小限度の範囲であると認められる。

エ 本件事業に係る起業地の選定に当たっては、知的障害者更生施設もみの木園に隣接していること、交通安全の確保ができること、事業費が経済的であること等を条件に3つの土地について比較検討した結果、これらの要件を満たすものとして本件土地が選定されている。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

本件事業は、知的障害者が知的障害者グループホームという場で地域社会での日常生活を送ることにより、個人としての自立した生活ができるよう支援するものであり、早急に整備すべき事業と認められ、本件土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足するものと判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までの判断から、本件事業は法第20条各号の要件を充足していると認められるため、同条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 法第26条の2の規定による図面の縦覧場所

米子市加茂町一丁目1

米子市役所

公 告

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第2項の規定により実施した平成17年度前期技能検定の合格者の受検番号は、次のとおりである。

平成17年10月4日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 1級技能検定合格者

造園

造園工事作業

A 甲0010 A 甲0012 A 甲0013 C 0004 C 0007 C 0009 C 0010 C 0011 C 0013 C 0014
C 0015 C 0017 C 0018 C 0019 C 0022 C 0026

機械加工

平面研削盤作業

A 甲0003

放電加工

ワイヤ放電加工作業

B 0001

建築板金

内外装板金作業

A 甲0003 A 甲0007 B 0005 C 0001 C 0002 C 0003

ダクト板金作業

A 甲0003 C 0001

めっき

電気めっき作業

A 甲0001 A 甲0003 C 0001

機械保全

機械系保全作業

D 0001

電気機器組立て

配電盤・制御盤組立て作業

A 甲0001

建設機械整備

建設機械整備作業

C 0002

布はく縫製

ワイシャツ製造作業

A 甲0001 A 甲0002

家具製作

家具手加工作業

A 甲0001

プラスチック成形

射出成形作業

B 0001

石材施工

石張り作業

A 甲0003

とび

とび作業

A 甲0002 A 甲0004 A 甲0005 A 甲0007 A 甲0008 A 甲0009 A 甲0011 B 0001

左官

左官作業

A 甲0001 A 甲0002 A 甲0003 A 甲0004 A 甲0005 A 甲0006 A 甲0007 A 甲0008 A 甲0009

タイル張り

タイル張り作業

B 0001 B 0002

防水施工

ウレタンゴム系塗膜防水工事作業

C 0001 C 0002

シーリング防水工事作業

A 甲0001

F R P 防水工事作業

C 0001

内装仕上げ施工

プラスチック系床仕上げ工事作業

C 0001

鋼製下地工事作業

A 甲0001 A 甲0002 A 甲0005 A 甲0006 B 0002 C 0001 C 0003 C 0004 C 0005

ボード仕上げ工事作業

A 甲0001 C 0001 C 0002 C 0003 D 0001

サッシ施工

ビル用サッシ施工作業

A 甲0001 A 甲0002 C 0003 C 0004 C 0005

表装

壁装作業

A 甲0002 A 甲0003 C 0004

塗装

木工塗装作業

A 甲0001 B 0002

建築塗装作業

A 甲0004 A 甲0008 A 甲0009 A 甲0010 B 0001 C 0001 C 0002

噴霧塗装作業

B 0002

2 2級技能検定合格者

園芸装飾

室内園芸装飾作業

A 甲0001

造園

造園工事作業

A 甲0006 A 甲0013 A 甲0014 A 甲0017 A 甲0019 A 甲0021 A 甲0022 A 甲0023 A 甲0027

A 甲0028 A 甲0030 B 0001 C 0001 C 0002 C 0004 C 0005 C 0006 C 0008

C 0010 C 0012 C 0016

機械加工

普通旋盤作業

A 甲0002

平面研削盤作業

A 甲0003

数値制御盤作業

A 甲0003

マシニングセンタ作業

C 0001 C 0003

放電加工

ワイヤ放電加工作業

C 0001

金属プレス加工

金属プレス作業

A 甲0001 A 甲0004

鉄工

構造物鉄工作業

A 甲0002

建築板金

内外装板金作業

A 甲0004 B 0003 C 0003

めっき

電気めっき作業

A 甲0005 A 甲0006 C 0001 C 0002 C 0003 C 0004 C 0005 C 0006 C 0007 C 0008 C 0009

電気機器組立て

配電盤・制御盤組立て作業

B 0001 B 0002

建設機械整備

建設機械整備作業

A 甲0006 A 甲0007 C 0002 C 0003 C 0004 C 0005

布はく縫製

ワイシャツ製造作業

A 甲0001 A 甲0002 A 甲0003 A 甲0004 A 甲0005 A 甲0006

建具製作

木製建具機械加工作業

C 0001

プラスチック成形

射出成形作業

A 甲0002 A 甲0004 A 甲0007

建築大工

大工工事作業

D 0001

とび

とび作業

A 甲0001 B 0002 B 0003

左官

左官作業

A 甲0002 C 0001 C 0002

畳製作

畳製作作業

A 甲0001 A 甲0002

防水施工

ウレタンゴム系塗膜防水工事作業

C 0001

内装仕上げ施工

プラスチック系床仕上げ工事作業

A 甲0002

鋼製下地工事作業

B 0001

サッシ施工

ビル用サッシ施工作業

A 甲0002 A 甲0006

表装

壁装作業

C 0001

塗装

建築塗装作業

A 甲0002 A 甲0004 B 0001 B 0002 B 0004 D 0001

広告美術仕上げ

広告面粘着シート仕上げ作業

B 0001

フラワー装飾

フラワー装飾作業

A 甲0001 A 甲0003 A 甲0004 A 甲0005 A 甲0007 A 甲0008

3 単一等級技能検定合格者

路面標示施工

溶融ペイントハンドマーカ―工事作業

A 甲0002 B 0001 B 0002 B 0003 B 0004

産業洗浄

高圧洗浄作業

A 甲0008 A 甲0012 B 0002

調 達 公 告

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成17年10月4日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 業務の概要

(1) 業 務 名 鳥取県立県民文化会館舞台設備改修工事実施設計委託

(2) 業務内容

本件業務は、鳥取市尚徳町の鳥取県立県民文化会館の梨花ホール及び小ホールの舞台電気音響設備及び舞台照明設備の改修工事に係る実施設計業務を行うものである。

(3) 対象建築物のホール規模

ア 梨花ホール 客席数 2,000席

イ 小ホール 客席数 500席

(4) 業務期間 平成17年10月から平成18年3月20日まで

(5) 予定価格 13,999,650円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 技術資料の提出ができる者

技術資料の提出ができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定による一級建築士事務所の登録を受けている者であること。

(3) 平成16年鳥取県告示第974号（測量等業務の契約に係る一般競争入札等に参加する者に必要な資格等について）に基づく入札参加資格のうち、建築関係建設コンサルタント業務に係るものを有すること。

(4) 平成17年10月12日（水）から本件業務の入札日までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けておらず、かつ、同要綱に規定する指名停止措置の要件に該当しない者であること。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者にあつては、当該申立てが行われた日から平成17年10月12日（水）までの間に改めて（3）の入札参加資格を付与されていること。

(6) 建築士法第4条第1項の規定による一級建築士に係る免許を受けている者（以下「一級建築士」という。）を30名以上有すること。

(7) 建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号）第17条の18の規定による建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格を有する者（以下「建築設備士」という。）を5名以上有すること。

(8) 平成8年度以降に業務が完了し、成果品を納入している客席数1,000席以上の劇場、音楽ホール、多目的ホール等（観覧場を除く。）の新築工事又は改修工事に係る舞台電気音響設備及び舞台照明設備の実施設計業務（部分改修工事に係る実施設計の業務を除く。以下「同種業務」という。）を実施した実績を有すること。ただし、共同企業体の構成員として実施した実績については、出資比率が10分の6以上のものに限る。

(9) 本件業務の実施期間中、一級建築士又は建築設備士であつて、同種業務に携わった経験を有するものを管理技術者として配置できること。ただし、共同企業体の構成員としての経験については、出資比率が10分の6以上のものに限る。

3 技術資料の作成及び提出

(1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、平成17年10月4日（火）から同月12日（水）までの間にインターネットのホームページ（<http://nyusatsu.pref.tottori.jp>）から入手するものとする。ただし、これによりがたい者には、次により直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成17年10月4日（火）から同月12日（水）までの日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所及び問合せ先

鳥取市東町一丁目220 鳥取県総務部管財課管理係（鳥取県庁議会棟1階）

電話番号 0857 - 26 - 7085

(2) 技術資料の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

(1)のアに同じ。

イ 提出場所

(1)のイに同じ。

ウ 提出方法

持参、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により提出すること。

(3) 技術資料の審査

提出された技術資料を審査し、2に掲げる要件をすべて満たしていることが確認された者は、すべて指名する。

4 その他

(1) 技術資料の提出は入札参加の意向を確認するものであって、技術資料の提出があっても指名されるとは限らない。

(2) 技術資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

(3) 技術資料その他提出された書類は、返却しない。

(4) 業務内容に関する説明会は、行わない。

(5) 提出された技術資料は、提出者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

(6) 技術資料を提出し、2の要件を満たす者が1者のみの場合は、本件入札を中止する。

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

本件入札への参加を希望する者は、次に定める事項のほか、平成17年鳥取県告示第362号（建設工事の指名競争入札に参加する者の公募に係る一般的事項等について。以下「一般的事項等告示」という。）に定める事項を承知の上、応募すること。

平成17年10月4日

鳥取県知事 片 山 善 博

発注工事	工事名	県営北条砂丘下北条地区畑総（中央制御改修）工事
	工事場所	東伯郡北栄町下神
	工事の内容並びに構造及び規模	中央管理所設備 情報処理設備 一式 監視操作設備 一式 情報伝送設備 一式 支局設備 情報伝送設備 一式 付帯設備 流量計一式 分水弁制御盤 一式
	工期	着工日から平成18年3月10日まで
	発注工種	電気通信工事
	予定価格	99,204,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
	発注機関	鳥取県中部総合事務所農林局
	単独・共同企業体の別	単独
	本店所在地	-
	建設業許可	電気通信工事業に係る特定建設業の許可

入札参加者の条件	会社要件	入札参加資格(格付)	電気通信工事		
		総合点数	-		
		総合評定値(P)	-		
		同種工事の実績	テレメータ・テレコントロール装置により農業用施設の遠方集中監視及び遠方手動操作を行うもので、農林水産省農村振興局整備部設計課監修の「水管理制御方式技術指針」(計画設計編)の表3. 1 - 2による中央管理所を対象にした管理レベルX - 2以上の工事(平成8年度以降に自ら製作・据付を完成し、引渡しの完了しているものに限る。以下「同種工事」という。)を元請として施工した実績を有すること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、代表者としてのものに限る。		
		設計業務の受託者	株式会社日化技研	住 所	鳥取市東今在家110 - 4
			電 話	0857 - 27 - 5285	
	技術者要件	配置技術者の専任の要否	専任を要する。		
		配置技術者の資格	主任技術者にあつては、技術士法(昭和58年法律第25号)第6条の規定により実施される第二次試験(技術部門を電気電子部門又は総合技術監理部門(選択科目を電気電子部門とするものに限る。))とするものに限る。以下「技術士試験」という。)に合格し、かつ、同法第32条第1項の規定による登録を受けている者(以下「技術士」という。)又は建設業法(昭和24年法律第100号)第15条第2号口に規定する要件を満たす者(以下「指導監督的実務経験者」という。)であること。 監理技術者にあつては、電気通信工業に係る監理技術者資格を有する者であること。		
		施工管理実績	同種工事を元請として施工した者の主任技術者又は監理技術者(以下「技術者等」という。)として当該同種工事を施工管理した実績を有する者であること。ただし、共同企業体の施工した同種工事を施工管理した実績については、代表者の技術者等としてのものに限る。		
		現場代理人としての実績の認否	-		
特定技術者の資格		技術士			
応募方法	その他				
	提出場所及び様式の交付場所	鳥取県中部総合事務所県土整備局建設総務課	住 所	倉吉市東巖城町2	
			電 話	0858 - 23 - 3243	
	応募期間	平成17年10月4日(火)から同月13日(木)午後4時まで			
	応募書類	一般的事項等告示様式第1号から様式第3号まで及び様式第5号並びに指導監督的実務経験証明書。ただし、様式第5号については増員基準価格未滿の応札となる可能性のある場合に、指導監督的実務経験証明書については指導監督的実務経験者を主任技術者とする場合に提出すること。			
	持参書類	-			
	提出部数	1部			
入札方法	郵送等の可否	不可(電子入札システムにより必要事項を入力し、送信すること。)			
	発注方式	公募型指名競争入札			
	指名業者数	入札参加者の条件を満たしている者は、すべて指名する。			
	入札方式	電子入札			
適用される制度	調査基準価格、配置技術者の増員、保証金の引上げ等				
支払条件	単年度				
問合せ先	工事関係図書の閲覧場所	鳥取県中部総合事務所閲覧室	住 所	倉吉市東巖城町2	
			電 話	0858 - 23 - 3243	
事務手続	事務手続	鳥取県中部総合事務所県土整備局建設総務課	住 所	倉吉市東巖城町2	
			電 話	0858 - 23 - 3243	
技術的事項	技術的事項	鳥取県中部総合事務所農林局大規模基盤整備室	住 所	倉吉市東巖城町2	
			電 話	0858 - 23 - 3200	
備考					

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

本件入札への参加を希望する者は、次に定める事項のほか、平成17年鳥取県告示第362号(建設工事の指名競争入札に参加する者の公募に係る一般的事項等)について、以下「一般的事項等告示」という。)に定める事項を承知の上、応募すること。

平成17年10月4日

鳥取県知事 片 山 善 博

発注工事	工 事 名	古市地区地すべり防止工事		
	工事場所	鳥取市佐治町森坪		
	工事の内容並びに構造及び規模	集水井 2基 (H=19.0メートル 3,500ミリメートル H=21.5メートル 3,500ミリメートル) 集水ボーリング (上段) L=660メートル (30メートル×11本×2基) 90ミリメートル 集水ボーリング (下段) L=320メートル (20メートル×8本×2基) 90ミリメートル 排水ボーリング L=143メートル (82メートル 135ミリメートル、61メートル 135ミリメートル)		
	工 期	着工日から平成18年3月15日まで		
	発注工種	さく井工事		
	予定価格	64,345,050円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)		
	発注機関	鳥取県八頭地方県土整備局		
入札参加者の条件	会社要件	単独・共同企業体の別	単独	
		本店所在地	-	
		建設業許可	さく井工事業に係る一般建設業又は特定建設業の許可	
		入札参加資格 (格付)	さく井工事	
		総合点数	-	
		総合評定値(P)	-	
	同種工事実績	集排水ボーリングを伴う集水井工事 (平成8年度以降に工事が完成し、引渡しの完了しているものに限る。以下「同種工事」という。)を元請として施工した実績を有すること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、代表者としてのものに限る。		
	設計業務の受託者	日本工営株式会社	住 所	東京都千代田区靴町五丁目4
			電 話	03 - 3238 - 8321
	技術者要件	配置技術者の専任の要否	専任を要する。	
配置技術者の資格		主任技術者にあつては、さく井工事業について建設業法 (昭和24年法律第100号) 第7条第2号イからハまでのいずれかに該当する者であること。 監理技術者にあつては、さく井工事業に係る監理技術者資格を有する者であること。		
施工管理実績		同種工事を元請として施工した者の主任技術者、監理技術者又は現場代理人 (以下「技術者等」という。)として同種工事を施工管理した実績を有する者であること。ただし、共同企業体の施工した同種工事を施工管理した実績については、代表者の技術者等としてのものに限る。		
現場代理人としての実績の認否		認める。		
特定技術者の資格		社団法人斜面防災対策技術協会の行う地すべり防止工事士資格認定試験に合格し、地すべり防止工事士として登録を受けた後さく井工事に関し1年以上の実務経験を有する者 (以下「実務経験を有する地すべり防止工事士」という。)		
その他	-			
応募方法	提出場所及び様式の交付場所	鳥取県八頭地方県土整備局総務課	住 所	鳥取県八頭郡八頭町郡家100
			電 話	0858 - 72 - 3853
	応募期間	平成17年10月4日 (火) から同月12日 (水) 午後4時まで		
	応募書類	一般的事項等告示様式第1号から様式第3号まで及び様式第5号並びに実務経験調書。ただし、一般的事項等告示様式第5号については、増員基準価格未滿の応札となる可能性のある場合に提出すること。また、実務経験調書については、実務経験を有する地すべり防止工事士を主任技術者、監理技術者又は特定技術者として配置を予定している場合に提出すること。		
	持参書類	-		
	提出部数	1部		
	郵送等の可否	不可 (電子入札システムにより必要事項を入力し、送信すること。)		
入札方法	発注方式	公募型指名競争入札		
	指名業者数	入札参加者の条件を満たしている者は、すべて指名する。		
	入札方式	電子入札		
	適用される制度	調査基準価格、配置技術者の増員、保証金の引上げ等		
支払条件	単年度			
問合せ先	工事関係図書の閲覧場所	鳥取県八頭地方県土整備局閲覧室	住 所	鳥取県八頭郡八頭町郡家100
			電 話	0858 - 72 - 3853
	事務手続	鳥取県八頭地方県土整備局総務課	住 所	鳥取県八頭郡八頭町郡家100
			電 話	0858 - 72 - 3853
技術的事項	鳥取県八頭地方県土整備局河川砂防課	住 所	鳥取県八頭郡八頭町郡家100	
		電 話	0858 - 72 - 3835	
備 考	本件工事の施工に当たり、社団法人斜面防災対策技術協会の行う地すべり防止工事士資格認定試験に合格し、地すべり防止工事士として登録を受けた者 (主任技術者又は監理技術者と同一の者であっても差し支えない。)を従事させること。			

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

本件入札への参加を希望する者は、次に定める事項のほか、平成17年鳥取県告示第362号（建設工事の指名競争入札に参加する者の公募に係る一般的事項等について。以下「一般的事項等告示」という。）に定める事項を承知の上、応募すること。

平成17年10月4日

鳥取県知事 片 山 善 博

発注工事	工事名	余戸地区地すべり防止工事			
	工事場所	鳥取市佐治町余戸			
	工事の内容並びに構造及び規模	集水井 1基 (H=24メートル 3,500ミリメートル)			
		集水ボーリング (上段) L=825メートル (55メートル×15本)	90ミリメートル		
		集水ボーリング (下段) L=560メートル (40メートル×14本)	90ミリメートル		
		排水ボーリング L=54メートル 135ミリメートル			
	工期	着工日から平成18年3月15日まで			
	発注工種	さく井工事			
予定価格	65,198,700円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)				
発注機関	鳥取県八頭地方県土整備局				
入札参加者の条件	会社要件	単独・共同企業体の別	単独		
		本店所在地	-		
		建設業許可	さく井工事業に係る一般建設業又は特定建設業の許可		
		入札参加資格 (格付)	さく井工事		
		総合点数	-		
		総合評定値(P)	-		
	技術者要件	同種工事実績	集排水ボーリングを伴う集水井工事 (平成8年度以降に工事が完成し、引渡し完了しているものに限る。以下「同種工事」という。)を元請として施工した実績を有すること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、代表者としてのものに限る。		
		設計業務の受託者	日本工営株式会社	住 所	東京都千代田区糀町五丁目4
				電 話	03 - 3238 - 8321
		配置技術者の専任の要否	専任を要する。		
配置技術者の資格	主任技術者にあつては、さく井工事業について建設業法 (昭和24年法律第100号) 第7条第2号イからハまでのいずれかに該当する者であること。 監理技術者にあつては、さく井工事業に係る監理技術者資格を有する者であること。				
施工管理実績	同種工事を元請として施工した者の主任技術者、監理技術者又は現場代理人 (以下「技術者等」という。)として同種工事を施工管理した実績を有する者であること。ただし、共同企業体の施工した同種工事を施工管理した実績については、代表者の技術者等としてのものに限る。				
現場代理人としての実績の認否	認める。				
特定技術者の資格	社団法人斜面防災対策技術協会の行う地すべり防止工事士資格認定試験に合格し、地すべり防止工事士として登録を受けた後さく井工事に関し1年以上の実務経験を有する者 (以下「実務経験を有する地すべり防止工事士」という。)				
その他	-				
応募方法	提出場所及び様式の交付場所	鳥取県八頭地方県土整備局総務課	住 所	鳥取県八頭郡八頭町郡家100	
			電 話	0858 - 72 - 3853	
	応募期間	平成17年10月4日 (火) から同月12日 (水) 午後4時まで			
	応募書類	一般的事項等告示様式第1号から様式第3号まで及び様式第5号並びに実務経験調査書。ただし、一般的事項等告示様式第5号については、増員基準価格未滿の応札となる可能性のある場合に提出すること。また、実務経験調査書については、実務経験を有する地すべり防止工事士を主任技術者、監理技術者又は特定技術者として配置を予定している場合に提出すること。			
	持参書類	-			
	提出部数	1部			
郵送等の可否	不可 (電子入札システムにより必要事項を入力し、送信すること。)				
入札方法	発注方式	公募型指名競争入札			
	指名業者数	入札参加者の条件を満たしている者は、すべて指名する。			
	入札方式	電子入札			

適用される制度	調査基準価格、配置技術者の増員、保証金の引上げ等		
支払条件	単年度		
工事関係図書の閲覧場所	鳥取県八頭地方県土整備局閲覧室	住 所	鳥取県八頭郡八頭町郡家100
		電 話	0858 - 72 - 3853
問合せ先	事務手続	住 所	鳥取県八頭郡八頭町郡家100
		電 話	0858 - 72 - 3853
	技術的事項	住 所	鳥取県八頭郡八頭町郡家100
		電 話	0858 - 72 - 3835
備 考	本件工事の施工に当たり、社団法人斜面防災対策技術協会の行う地すべり防止工事士資格認定試験に合格し、地すべり防止工事士として登録を受けた者（主任技術者又は監理技術者と同一の者であっても差し支えない。）を従事させること。		

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成17年10月4日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 調達物品の名称及び数量

- (1) APR形移動用無線機（APR - ML1車載用）55台
- (2) APR形移動用無線機（APR - ML1携帯用）63台
- (3) APR形移動用無線機（APR - ML1車載、携帯両用）2台
- (4) APR形移動用無線機（APR - AU1オートバイ用）18台

2 契 約 方 式 一般競争入札

3 落 札 日 平成17年9月20日

4 落札者の名称及び所在地 三菱電機株式会社中国支社
広島県広島市中区中町7 - 32

5 落 札 金 額 57,755,197円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

6 入 札 公 告 日 平成17年8月9日

7 落 札 方 式 最低価格落札方式

8 契約事務担当部局の名称 鳥取県出納局出納室
及び所在地 鳥取市東町一丁目220

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成17年10月4日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 調達物品の名称及び数量

- (1) APR形携帯用無線機（APR - WT1ポータブル形）128台
- (2) APR形受令機（APR - WR1 - B）59台

2 契 約 方 式 一般競争入札

3 落 札 日 平成17年9月26日

4 落札者の名称及び所在地 パナソニックSSエンジニアリング株式会社中国PSS社
広島県広島市西区商工センター六丁目4 - 11

5 落札金額	51,316,650円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)
6 入札公告日	平成17年8月12日
7 落札方式	最低価格落札方式
8 契約事務担当部局の名称及び所在地	鳥取県出納局出納室 鳥取市東町一丁目220

公募型プロポーザル方式により建築設計業務の基本計画策定者を選定するので、次のとおり公告する。

平成17年10月4日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 業務の概要

- (1) 業務名 県立鳥取西高等学校改築事業基本計画策定等業務委託
- (2) 業務場所 鳥取市東町
- (3) 業務内容

本件業務は、県立鳥取西高等学校の改築事業に係る基本計画策定業務並びに既設体育館（講堂）に係る現況の劣化状況の調査、第2次耐震診断（地震に対する建物の安全性を評価するもので、財団法人日本建築防災協会の定める第2次診断法によるものをいう。）及び診断結果に基づく補強案の検討を行うものである。

体育館（講堂） 鉄骨造1階建 延床面積 1,484平方メートル

- (4) 履行期間 契約日から平成18年3月31日（金）まで
- (5) 委託料 11,428千円以内（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 参加資格

参加表明書を提出することができる者は、2者による共同企業体の結成を予定している者のうちのいずれかの者とする。

当該共同企業体の代表者となる者は、(1)から(8)までのすべての条件を満たし、かつ、共同企業体の結成に当たり、その出資比率が10分の6以上ある者でなければならない。

当該共同企業体の代表者以外の構成員となる者は、(1)から(5)まで及び(9)のすべての条件を満たす者でなければならない。なお、共同企業体の構成員が他の共同企業体の構成員になることは認めない。

- (1) 平成16年鳥取県告示第974号（測量等業務の契約に係る一般競争入札等に参加する者に必要な資格等について）に基づく入札参加資格のうち、建築関係建設コンサルタント業務の建築一般に係るものを有すること。
- (2) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による一級建築士事務所の登録を受けている者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 平成17年10月4日（火）から同月18日（火）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 鳥取県教育委員会測量等業務プロポーザル実施要綱第4条第2項各号に該当しない者又は鳥取県職員（一般職に限る。）を退職後2年以内の者を雇用していない者であること。
- (6) 鳥取県外に本店を有する者で、建築士法第4条第1項又は第3項の規定による一級建築士（以下「一級建築士」という。）の免許を受けている者を20名以上有すること。
- (7) 延床面積10,000平方メートル以上の学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいう。）に係る建築設計業務の基本計画、基本設計又は実施設計の業務（平成7年度以降に委託を受け、業務を完了し、かつ、成果品を納入しているものに限る。以下「同種業務」という。）を実施した実績を有すること。ただし、共同企業体の構成員として実施した実績については、出資比率が10分の6以上のものに限

る。

- (8) 本件業務の基本計画策定業務の実施期間中、一級建築士として10年以上建築設計業務に携わった経験を有し、かつ、同種業務の実績を有している者を管理技術者（以下「配置予定技術者」という。）として配置できること。
- (9) 鳥取県内に本店を有する者であり、一級建築士の免許を受けている者を4名以上有すること。また、共同企業体の結成に当たり、その出資比率が10分の2以上であること。

3 参加表明書の審査

企画提案書を提出することができる者は、鳥取県教育委員会指名審査委員会運営要綱により設置された指名審査委員会（以下「審査委員会」という。）で、参加表明書を提出した者の中から、次の事項を審査して選定する。

- (1) 同種業務の実績及び技術者の保有状況
- (2) 配置予定技術者の資格及び同種業務の実績
- (3) 共同企業体の結成を予定している者の出資比率の割合等

4 企画提案書の評価

企画提案書の評価は、学識経験者、学校・PTA関係者、文化財関係者、まちづくり関係者、行政関係者等で構成する県立鳥取西高等学校改築事業基本計画策定等業務委託企画提案書評価委員会（以下「評価委員会」という。）で、次の事項について行う。

- (1) 高等学校の施設整備に関する考え方
- (2) 業務場所が鳥取城跡内であることからの修景計画に関する考え方
- (3) 学校、地元住民等の意見の反映に関する考え方
- (4) 鳥取城跡内に整備する建物の構造に関する考え方
- (5) 既存施設等の活用を想定した動線・配置計画に関する考え方
- (6) 建設費及び維持管理費のコスト縮減に関する考え方
- (7) 企画提案書提案者の同種業務の実績並びに設計業務担当者の実績及び経験年数

5 最優秀提案者の選定

最優秀提案者は、指名審査委員会で次の事項を総合的に勘案して、優れたものから順位を付けて選定する。

- (1) 評価委員会による企画提案書の評価
- (2) 配置予定技術者の資格及び実績
- (3) 業務遂行体制

6 手続等

- (1) 担当部局（書類の提出先及び問合せ先）

〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目271

鳥取県教育委員会事務局教育環境課（鳥取県庁第2庁舎5階）

電話 0857 - 26 - 7948

- (2) 県立鳥取西高等学校改築事業基本計画策定等業務委託プロポーザル参加表明書及び企画提案書作成要領（以下「企画提案書等作成要領」という。）の交付

企画提案書等作成要領は、平成17年10月4日（火）から同月18日（火）までの間にインターネットの鳥取県発注工事等の情報公開のホームページ（<http://nyusatsu.pref.tottori.jp/>）から入手するものとする。ただし、これによりがたい者には、次により直接交付するものとする。

ア 交付期間

平成17年10月4日（火）から同月18日（火）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

- (1)に同じ。

(3) 参加表明書の提出

ア 提出方法

本件業務に係る企画提案書の提出を希望する者は、企画提案書等作成要領に基づき参加表明書を作成し、持参又は郵便により提出すること。なお、郵送による申込みは、書留郵便によることとし、平成17年10月18日（火）午後4時までに到着したものに限り受け付ける。

イ 提出場所

(1)に同じ。

ウ 提出期間

(2)のアに同じ。

(4) 企画提案書の提出

ア 提出方法

企画提案書の提出者として選定された者は、企画提案書等作成要領に基づき企画提案書を作成し、持参すること。

イ 提出場所

(1)に同じ。

ウ 提出期限

平成17年11月4日（金）午後4時

(5) 質問の受付及び回答

ア 提出方法

この公告による参加表明書又は企画提案書の提出に当たって質問がある場合には、企画提案書等作成要領に基づき、質問書を作成し、持参又は郵便により提出すること。

なお、質問に対する回答は、企画提案者全員に対して行う。

イ 提出場所

(1)に同じ。

ウ 提出期間

(2)のアに同じ。

7 契約の締結

5により最優秀提案者として選定された者と契約締結の交渉を行う。契約交渉が不調のときは、5により付された順位の上位の者から順に契約の交渉を行う。なお、契約の締結に当たっては、共同企業体の協定書を添付すること。

8 その他

(1) 詳細は、企画提案書等作成要領による。

(2) 本件業務の受託者は、将来発注を予定する基本設計の委託業者の選定に当たり、選定の対象から除外されるものではない。